

## 平成24年度県税の課税標準および税率一覧表

(25.3.31現在)

税目	課税標準	税率	納期
県 民 税	個人		
	○均等割 ・ 県内に住所を有する個人 ・ 県内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所または家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者	1,000円	(1)賦課徴収は市町村が市町村民税の賦課徴収と合わせて行う。 (2)納付(納入)期限は市町村民税と同じ。
	○所得割 県内に住所を有する個人の前年中課税所得金額	課税所得金額の4/100	
	法人		
○均等割 県内に事務所、事業所または寮等を有する法人および法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの	<p>1 次に掲げる法人</p> <p>ア 法人税法第2条第5号の公共法人および地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) および一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)</p> <p>エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)</p> <p>オ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないものおよびエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1千万円以下であるもの 年額2万円</p> <p>2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもの 年額5万円</p> <p>3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの 年額13万円</p> <p>4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50</p>	<p>(1)確定申告 各事業年度終了の日から2月以内 清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合には、当該事業年度終了の日から1月以内(当該期間内に残余財産の分配または引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)</p> <p>(2)中間申告 事業年度が6月を超える場合において、当該事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内(新設法人を除く。)</p> <p>(3)清算法人(平成22年9月30日以前に解散(合併による解散を除く。))した法人に限る。 (イ)各事業年度終了の日から2月以内 (ロ)残余財産一部分配または引渡しの日の前日まで (ハ)残余財産確定の日から1月以内(その日までに残余財産の最後の分配または引渡しを行うときは、その分配の日の前日まで)</p> <p>(4)公共法人および公益法人等で収益事業を行わないもの 4月30日まで</p>	

	<p>億円以下であるもの 年額54万円</p> <p>5 資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が50億円を超える もの 年額80万円</p> <p>○法人税割 県内に事務所または事業所を有する法人の法人税額または個別帰属法人税額</p>	<p>5. 8/100 (資本金の額または出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額または個別帰属法人税額が1,000万円以下の法人にあっては、5/100)</p>	
	<p>利子割 支払を受ける利子等の額</p> <p>配当割 支払を受ける配当等の額</p> <p>株式等譲渡所得割 支払を受ける株式等譲渡益の額</p>	<p>利子等の額の5/100</p> <p>配当等の額の3/100</p> <p>株式等譲渡益の額の3/100</p>	<p>金融機関などが毎月分を翌月10日までに申告納入</p> <p>株式会社などが毎月分を翌月10日までに申告納入（源泉徴収口座を利用する場合は、証券会社などが年間の損益を通算し、年間分を一括し、翌年の1月10日までに申告納入）</p> <p>証券会社などが年間の損益を通算し、年間分を一括し翌年の1月10日までに申告納入</p>
事業税	<p>個人 前年中の所得 (事業税の各種控除した後の金額)</p>	<p>第1種 課税所得の 5/100 第2種 課税所得の 4/100 第3種 (次に掲げるものを除く) 5/100 あん摩業等 3/100</p>	<p>個人 1期 8月31日まで 2期 11月30日まで</p>

税目	課税標準	税率	納期
事業税	法人 ○外形標準課税法人（資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人） 各事業年度の付加価値額、資本金等の額ならびに所得および清算所得（電気供給業、ガス供給業および保険業に係るものを除く。）	各事業年度の付加価値額 0.48/100 各事業年度の資本金等の額 0.2/100 各事業年度の所得または清算所得のうち年400万円以下の金額 1.5/100 (3.8/100) 年400万円を超え年800万円以下の金額 2.2/100 (5.5/100) 年800万円を超える金額および清算所得 2.9/100 (7.2/100) (3以上の都道府県において事務所等設けて事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものの所得および清算所得にあつては、一律2.9/100 (7.2/100) )	(1)確定申告 各事業年度終了の日から2月以内 清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合には、当該事業年度終了の日から1月以内（当該期間内に残余財産の分配または引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）
	○特別法人 各事業年度の所得および清算所得（電気供給業、ガス供給業および保険業に係るものを除く。）	各事業年度の所得または清算所得のうち年400万円以下の金額 2.7/100 (5/100) 年400万円を超える金額および清算所得 3.6/100 (6.6/100) (3以上の都道府県において事務所等設けて事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものの所得および清算所得にあつては、一律3.6/100 (6.6/100) )	(2)中間申告 事業年度が6月を超える場合において、当該事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内（新設法人を除く。）
	○特別法人および外形標準課税法人以外の法人 各事業年度の所得および清算所得（電気供給業、ガス供給業および保険業に係るものを除く。）	各事業年度の所得または清算所得のうち年400万円以下の金額 2.7/100 (5/100) 年400万円を超え800万円以下の金額 4/100 (7.3/100) 年800万円を超える金額および清算所得 5.3/100 (9.6/100) (資本金等の額が1,000万円以上で3以上の都道府県において事業所等を有する法人の所得および清算所得にあつては、一律5.3/100 (9.6/100) )	(3)清算法人（平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除く。）した法人に限る。） (イ)事業年度終了の日から2月以内 (ロ)残余財産の一部の分配または引渡しの日の前日まで (ハ)残余財産確定の日から1月以内（その日までに残余財産の最後の分配または引渡しを行うときはその行われる日の前日まで）
	○収入金額課税法人（電気供給業、ガス供給業および保険業を行う法人） 電気供給業、ガス供給業および保険業に係る各事業年度の収入金額	収入金額 0.7/100 (1.3/100)	

※ 平成20年9月30日以前に開始する事業年度に係る所得および同日以前の解散に係る清算所得については、（ ）内の税率を適用する。

※ 平成22年10月1日以後に解散した法人については、清算所得課税の廃止により、通常の所得課税を適用する。

税目	課税標準	税 率				納 期
地方消費税	譲渡割 国内取引に係る消費税額	消費税額の25/100 (消費税率換算で1%)				国(税務署)において、消費税の例により、消費税と併せて行う  国(税関)において、消費税の例により、消費税と併せて行う
	貨物割 輸入取引に係る消費税額					
不動産取得税	不動産の 価格	不動産の 種類	土 地	家 屋		随時 (知事が納税通知書に定めるところによる)
		不動産の 取得日		住宅	住宅以外の 家屋	
		～ H15. 3. 31	4/100	3/100 H27. 3. 31まで	4/100	
		H15. 4. 1 ～ H18. 3. 31	3/100 H27. 3. 31 まで		3/100	
		H18. 4. 1 ～ H20. 3. 31			3. 5/100	
H20. 4. 1～	4/100					
県たばこ税	売渡しまたは消費等に係る製造たばこの本数	1,000本につき (旧3級品1,000本につき	1,504円 716円)			毎月分を翌月末まで

税目	課税標準	税率	納期					
ゴルフ場利用税	定額課税 利用人員	ゴルフ場 1人1日につき			前月分を 毎月15日まで			
		1 級	1,200円					
		2 級	1,150円					
		3 級	1,080円					
		4 級	1,010円					
		5 級	940円					
		6 級	870円					
		7 級	800円					
		8 級	730円					
		9 級	660円					
		10 級	590円					
自動車税	自動車の 台数	区 分		年 税 額		5月31日まで (新規登録分等は、 届出時に証紙徴 収)		
		車 種 別		自家用	営業用			
		乗用車	総排気量	1.0L以下	29,500		7,500	
			1.0L超	～ 1.5L以下	34,500		8,500	
			1.5L超	～ 2.0L以下	39,500		9,500	
			2.0L超	～ 2.5L以下	45,000		13,800	
			2.5L超	～ 3.0L以下	51,000		15,700	
			3.0L超	～ 3.5L以下	58,000		17,900	
			3.5L超	～ 4.0L以下	66,500		20,500	
			4.0L超	～ 4.5L以下	76,500		23,600	
			4.5L超	～ 6.0L以下	88,000		27,200	
			6.0L超	～	111,000		40,700	
		普通トラック	最大積載量	1 t以下	8,000		6,500	
			1 t 超	～ 2 t以下	11,500		9,000	
			2 t 超	～ 3 t以下	16,000		12,000	
3 t 超	～ 4 t以下		20,500	15,000				
4 t 超	～ 5 t以下		25,500	18,500				
5 t 超	～ 6 t以下		30,000	22,000				
6 t 超	～ 7 t以下		35,000	25,500				
7 t 超	～ 8 t以下		40,500	29,500				
8 t 超	～ 9 t以下		46,800	34,200				
9 t 超	～ 10t以下		53,100	38,900				
10 t 超	～ 11t以下	59,400	43,600					
11 t 超	～ 12t以下	65,700	48,300					
以後 1 t まで増すごとに自家用6,300円、営業用4,700円を 加算した額								
貨客兼用車	最大積載量 1 t 以下	排気量 1.0L以下	13,200	10,200				
		1.0L超～1.5L以下	14,300	11,200				
		1.5L超	16,000	12,800				
	最大積載量 1 t 超	排気量 1.0L以下	16,700	12,700				
1.0L超～1.5L以下 1.5L超		17,800 19,500	13,700 15,300					

税目	課税標準	税		率		納 期		
自動車税	自動車の台数	けん引車		普通	20,600	15,100	5月31日まで (新規登録分等は、 届出時に証紙徴収)	
				小型	10,200	7,500		
		被けん引車	普通最大積載量		8t以下	10,200		7,500
					8t超～9t以下	15,300		11,300
					9t超～10t以下	20,400		15,100
					10t超～11t以下	25,500		18,900
					11t超～12t以下	30,600		22,700
					12t超～13t以下	35,700		26,500
					13t超～14t以下	40,800		30,300
					14t超～15t以下	45,900		34,100
					15t超～16t以下	51,000		37,900
					16t超～17t以下	56,100		41,700
					17t超～18t以下	61,200		45,500
					18t超～19t以下	66,300		49,300
					19t超～20t以下	71,400		53,100
					20t超～21t以下	76,500		56,900
				以後1tまで増すごとに自家用5,100円、営業用3,800円を加算した額				
				小 型		5,300		3,900
		(一般乗用バス)	定員30人以下			12,000		12,000
			30人超～40人以下			14,500		14,500
			40人超～50人以下			17,500		17,500
			50人超～60人以下			20,000		20,000
			60人超～70人以下			22,500		22,500
70人超～80人以下				25,500	25,500			
80人超				29,000	29,000			
バス(その他)	定員30人以下			33,000	26,500			
	30人超～40人以下			41,000	32,000			
	40人超～50人以下			49,000	38,000			
	50人超～60人以下			57,000	44,000			
	60人超～70人以下			65,500	50,500			
	70人超～80人以下			74,000	57,000			
80人超			83,000	64,000				
三輪の小型自動車			6,000	4,500				
三輪のけん引車			5,300	3,900				
小型自動車に属する被けん引車			5,300	3,900				
特種	霊柩車		普通	17,000	12,500			
			小型	10,000	7,500			
	その他		普通	25,500	18,500			
	(タンク車等を除く)		小型	12,000	9,000			
		小型三輪	6,000	4,500				
(注) 積雪地域として特に県で指定した地域の自動車に対しては、上記年税額に次の割合を乗じた額となります。 運行できない期間 2月以上3月未満 10分の8.5								

税目	課税標準	税 率	納 期
鉦 区 税	鉦区の面積	(1) 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区 試掘鉦区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉦区 面積100アールごとに 年額400円 (2) 石油または可燃性天然ガスを目的とする鉦業権の鉦区 (1)のそれぞれ3分の2の税率 (3) 砂鉦を目地とする鉦業権の鉦区 面積100アールごとに 年額200円	5月31日まで
狩 猟 税	狩猟者登録件数	(1) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、(2)に規定する以外のもの 16,500円 (2) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者または同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業または林業に従事している者を除く。)以外の者 11,000円 (3) 網猟免許またはわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、(4)に規定する以外のもの 8,200円 (4) 網猟免許またはわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者または同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業または林業に従事している者を除く。)以外の者 5,500円 (5) 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円	狩猟者の登録を受ける日(証紙徴収)
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格のうち、市町村が課することができる固定資産の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	価格の1.4/100	1期 4月末日まで 2期 7月末日まで 3期 12月末日まで 4期 2月末日まで
自 動 車 取 得 税	自動車取得価額 (取得価額が50万円以下免税)	自家用 5/100 営業用 3/100 軽自動車 3/100 特殊自動車と2輪自動車を除く自動車に課税	登録、届出時(証紙による)
軽 油 引 取 税	特約業者又は元売業者からの引取の数量	軽油1キロリットルにつき 32,100円	毎月分を翌月末日まで

核燃料税	価額割 発電用原子炉に 挿入された核燃 料の価額	価額の8.5/100	核燃料を挿入した 日(定期検査の期間 内に行われた場合 は、当該定期検査が 終了した日)の属す る月の翌月末日ま で
	出力割 発電用原子炉の 熱出力	熱出力1,000キロワットにつき 45,750円	毎年6月、9月、12 月、3月の末日の翌 日から起算して2月 以内

税目	課税標準	税率	納期
地 方 法 人 特 別 税	法人事業税の所得割額 または収入割額	外形標準課税法人 所得割額の148/100 所得金額課税法人 所得割額の 81/100 収入金額課税法人 収入割額の 81/100	法人事業税の申告と併せて 納付する。

※ 課税標準となる「所得割額または収入割額」は、課税免除、不均一課税、仮装経理控除、租税条約控除  
または減免の適用を受けている場合は、これらの適用を受ける前の額による。



# 自動車税のグリーン化および自動車取得税の低燃費車特例等

## 1 自動車税

自動車税について、排気ガスおよび燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車はその排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置を、税込中立を前提に講ずる。

### 環境負荷の小さい自動車

対 象 自 動 車	軽減措置
電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・プラグインハイブリッド車 「★★★★」かつ「燃費基準+25%以上達成」	おおむね50%軽減

(注1) 平成23年度に軽減の対象となるのは平成22年度に新車新規登録した自動車。

(注2) 「★★★★」：平成17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能のよい自動車。

### 環境負荷の大きい自動車

対 象 自 動 車	重課措置
平成23年度に新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車	おおむね10%重課
平成23年度に新車新規登録の日から13年を経過しているガソリン車（LPG車を含む）	

(注) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バスおよび被けん引自動車は除く。

## 2 自動車取得税

自動車取得税について、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、以下のとおり軽減措置がある。

	軽減対象車	軽減の状況	軽減期間
新車	・電気自動車 ・天然ガス自動車 3.5t以下の「★★★★」 3.5t超の「重量車★」（窒素酸化物削減のみ） ・プラグインハイブリッド自動車 ・ハイブリッド自動車 3.5t以下の「★★★★」かつ「22年燃費基準+25%以上達成」 3.5t超の「重量車★」かつ「27年度燃費基準達成」 ・3.5t以下のディーゼル自動車（乗用車に限る）で「21年排出ガス適合」	免除	H21.4.1～H24.3.31
	・「★★★★」かつ「22年燃費基準+25%以上達成」の自動車	税率75%軽減	H21.4.1～H24.3.31
	・3.5t超のディーゼルバス・トラックで「21年排出ガス適合」かつ「27年度燃費基準達成」		H22.4.1～H24.3.31
	・2.5t超3.5t以下のディーゼルバス・トラックで「21年排出ガス適合」かつ「27年度燃費基準達成」 ・2.5t超3.5t以下のガソリン車バス・トラックで「★★★★」かつ「27年度燃費基準達成」		H22.4.1～H24.3.31
	・「★★★★」かつ「22年燃費基準+20%以上達成」の自動車 ・「★★★★」かつ「22年燃費基準+15%以上達成」の自動車 ・3.5t超のディーゼルバス・トラックで「重量車★」かつ「27年度燃費基準達成」	税率50%軽減	H21.4.1～H24.3.31
	・2.5t超3.5t以下のガソリン車バス・トラックで「★★★」かつ「27年度燃費基準達成」		H22.4.1～H24.3.31
	中古車	・電気自動車 ・天然ガス自動車 3.5t以下の「★★★★」 3.5t超の「重量車★」（窒素酸化物削減のみ） ・ハイブリッド自動車 3.5t以下のバス・トラックで「★★★★」かつ「22年燃費基準+25%以上達成」 3.5t超のバス・トラックで「重量車★」かつ「27年度燃費基準達成」	税率から2.7%軽減
・ハイブリッド自動車 3.5t以下のバス・トラック以外で「★★★★」かつ「22年燃費基準+25%以上達成」 3.5t超のバス・トラック以外で「重量車★」かつ「27年度燃費基準達成」		税率から1.6%軽減	
・プラグインハイブリッド自動車		税率から2.4%軽減	
・3.5t超12t以下のディーゼルバス・トラックで「21年排出ガス適合」かつ「27年度燃費基準達成」		税率から1.0%軽減	H22.10.1～H23.8.31
・「★★★★」かつ「22年燃費基準+25%以上達成」の自動車		取得価格から30万円控除	
・2.5t超3.5t以下のガソリン車バス・トラックで「★★★★」かつ「27年度燃費基準達成」			
・「★★★★」かつ「22年燃費基準+20%以上達成」の自動車			
・「★★★★」かつ「22年燃費基準+15%以上達成」の自動車 ・2.5t超3.5t以下のガソリン車バス・トラックで「★★★」かつ「27年度燃費基準達成」		取得価格から15万円控除	H22.4.1～H24.3.31